

参加費無料



# 「改正労働契約法」及び「安全見える化運動」説明会

平成25年4月から全面施行されています「改正労働契約法」と、労働災害の減少を図るための「安全見える化運動」についてのご理解を深めていただきたく、説明会を開催いたします。

安定した労使関係の構築と災害ゼロの職場づくりのため、ぜひ、ご参加ください。たくさんのお申込みをお待ちしています！！

## (1) 日時

平成25年12月4日(水)

10:00~12:00

※開会時間の30分前から受付開始。

- ① 改正労働契約法
- ② 安全見える化運動

## (2) 場所

ドーンセンター・7階ホール (大阪市中央区大手前 1-3-49)

【最寄り駅】

京阪「天満橋」駅、地下鉄谷町線「天満橋」駅より約350m

## (3) 定員

500名 (先着順)

## (4) 申し込み方法

下記の「参加申込書」に必要事項を記入し、本用紙を以下までFAXで送信してください。

申込み先：(公社)大阪労働基準連合会 FAX:06-6942-7402

入場整理券の配布は行いませんので、説明会当日は、記入・送信後の本用紙を受付でご提示ください。

## (5) 主催

大阪労働局・(公社)大阪労働基準連合会

### 平成25年12月4日「改正労働契約法」及び「安全見える化運動」説明会参加申込書

申込者(所属・氏名)	
連絡先(※)	電話 ( ) —
	FAX ( ) —
申込人数	計 _____ 名
質問欄(事前にご質問がある場合は記入して下さい。時間の許す範囲内で説明いたします。)	

(※) 定員に達し申込みを締め切っている場合に連絡させていただきます。

# 改正労働契約法のポイント

## 3つのルール

### I 無期労働契約への転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

### II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

### III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

## 安全見える化運動

「安全見える化運動」は、**職場に潜む危険**を写真・イラスト・図絵等を用い、**目に見える形**にすることによって効果的に安全活動を展開する取組です。

日頃取り組んでいる安全活動を見える化することにより、労働者の安全意識が高まり、また管理監督者・指揮者からも安全な作業の遂行状況が明確になり、ひいては更なる取組の活性化に繋がります。業種・規模に関係なく誰でも取り組みます。

階段を  
「安全の見える化」  
した一例

